

3 行政運営改善調査

行政運営改善調査とは


- 行政評価局では、行政上の課題を解決することを目的として、各府省の政策の効果や業務運営上の課題を実証的に把握・分析（調査）し、その結果に基づき問題提起や具体的な改善方を提示（勧告等）することで、政策や制度・業務運営の改善を図る「行政運営改善調査」を実施しています。
- 行政運営改善調査には、「全国計画調査」と「地域計画調査」があります。

全国計画調査

- 「全国計画調査」は、全国規模で業務運営の見直しを図る必要がある問題等について、本省行政評価局が企画・立案し、本省及び全国の管区行政評価局等が調査を行うものです。
- 調査の結果、改善が必要と認められる事項については、各府省に対し改善を要請（勧告等）します。

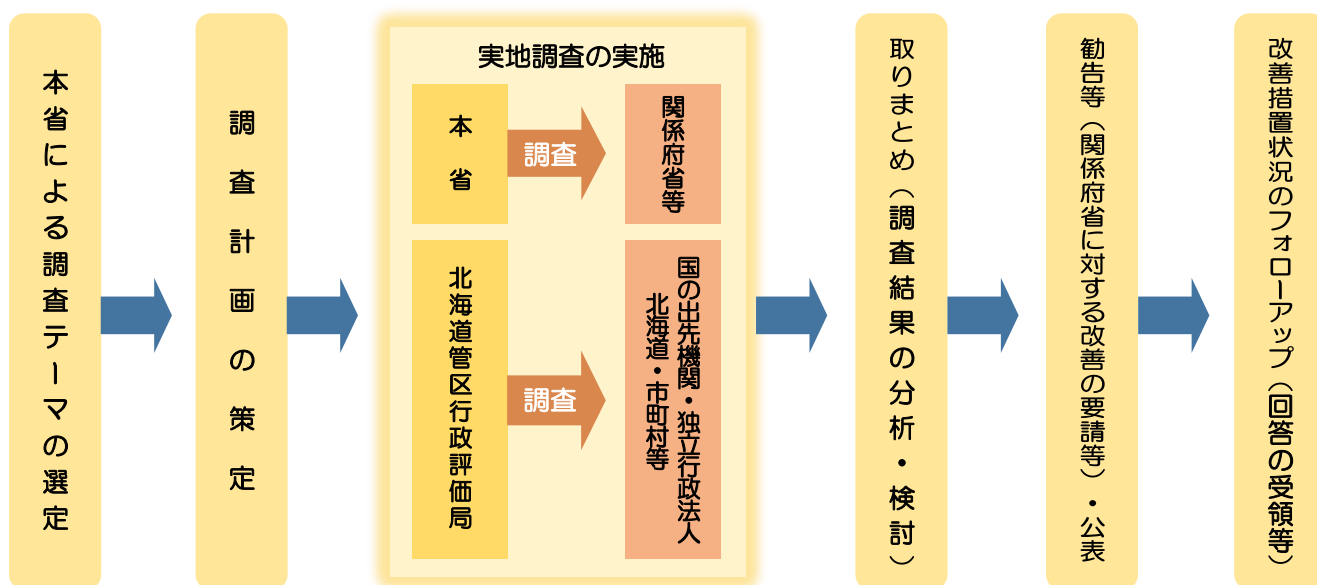
近年、勧告等を行った調査テーマ（令和5年4月現在）

- ・ 災害時の道路啓開（令和5年4月25日勧告、勧告先：国土交通省）
- ・ 遺留金等（令和5年3月28日勧告、勧告先：厚生労働省、法務省）
- ・ 外国人の日本語教育（令和5年1月20日通知、通知先：文部科学省（文化庁））
- ・ 火山防災対策（令和4年9月9日勧告、勧告先：内閣府）
- ・ 伝統工芸の地域資源としての活用
（令和4年6月10日通知、通知先：経済産業省、文部科学省（文化庁））
- ・ 生活困窮者の自立支援対策（令和4年4月26日勧告、勧告先：厚生労働省）
- ・ 自衛隊の災害派遣（家畜伝染病）（令和4年4月22日勧告、勧告先：農林水産省）
- ・ 自衛隊の災害派遣（自然災害）（令和4年3月4日通知、通知先：内閣府、防衛省）
- ・ 災害廃棄物対策（令和4年2月25日勧告、勧告先：環境省）
- ・ 外来種対策（令和4年2月15日通知、通知先：環境省）
- ・ 渉外戸籍事務（外国人の婚姻届）（令和4年1月28日勧告、勧告先：法務省）
- ・ 地域公共交通の確保（令和4年1月25日公表）
- ・ 子育て支援（産前・産後）（令和4年1月21日勧告、勧告先：厚生労働省）
- ・ 建設残土対策（令和3年12月20日勧告、勧告先：国土交通省）
- ・ 農業災害復旧（令和3年12月17日勧告、勧告先：内閣府、農林水産省）

より詳しい調査結果はこちらをご覧ください 



全国計画調査の流れ



全国計画調査の例

<遺留金等に関する実態調査>

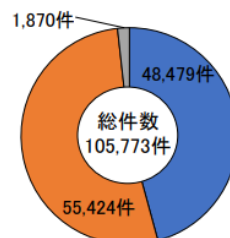
より詳しい調査結果はこちら⇒



調査の背景等

- 超高齢社会の到来等により、今後、引取者のない死亡人の増加が見込まれ、その葬祭等を行う地方公共団体の事務や費用の負担が増大
- 国は、地方公共団体における事務の円滑化を推進するため、引取者のない死亡人が発生した場合の遺留金^(※1)の対応等についてまとめた手引を発出

引取者のない死亡人の発生状況



■ 遺留金あり ■ 遺留金なし □ 有無不明

(※) 平成30年4月1日から令和3年10月末日まで(3年7か月)の発生状況

主な調査結果

報告年月日：令和5年3月28日 報告先：厚生労働省及び法務省

○ 死亡人の預貯金の引き出し

市区町村等が死亡人の葬祭費用のため、遺留金(預貯金)を引き出そうとする際に、相続人に優先する法的根拠が不明などとして引き出しができなかった事例あり

報告

関係省庁と連携し、法的根拠を手引等で明示し、市区町村等及び金融機関に周知すること。周知後に対応状況を調査し、必要な改善を検討すること(厚生労働省)

○ 残余遺留金の弁済供託^(※2, 3)

相続人に残余遺留金の引取り意思がない場合は弁済供託を活用できるが、供託所から相続人の意思確認が不十分と教示され対応に苦慮している事例あり

報告

市区町村等が対応に苦慮している事例等を把握し、全国の供託所において適切な教示を行うことができるよう、運用を改善すること(法務省)

(※) 1 身寄りのない方が亡くなったときに所持していた金銭等

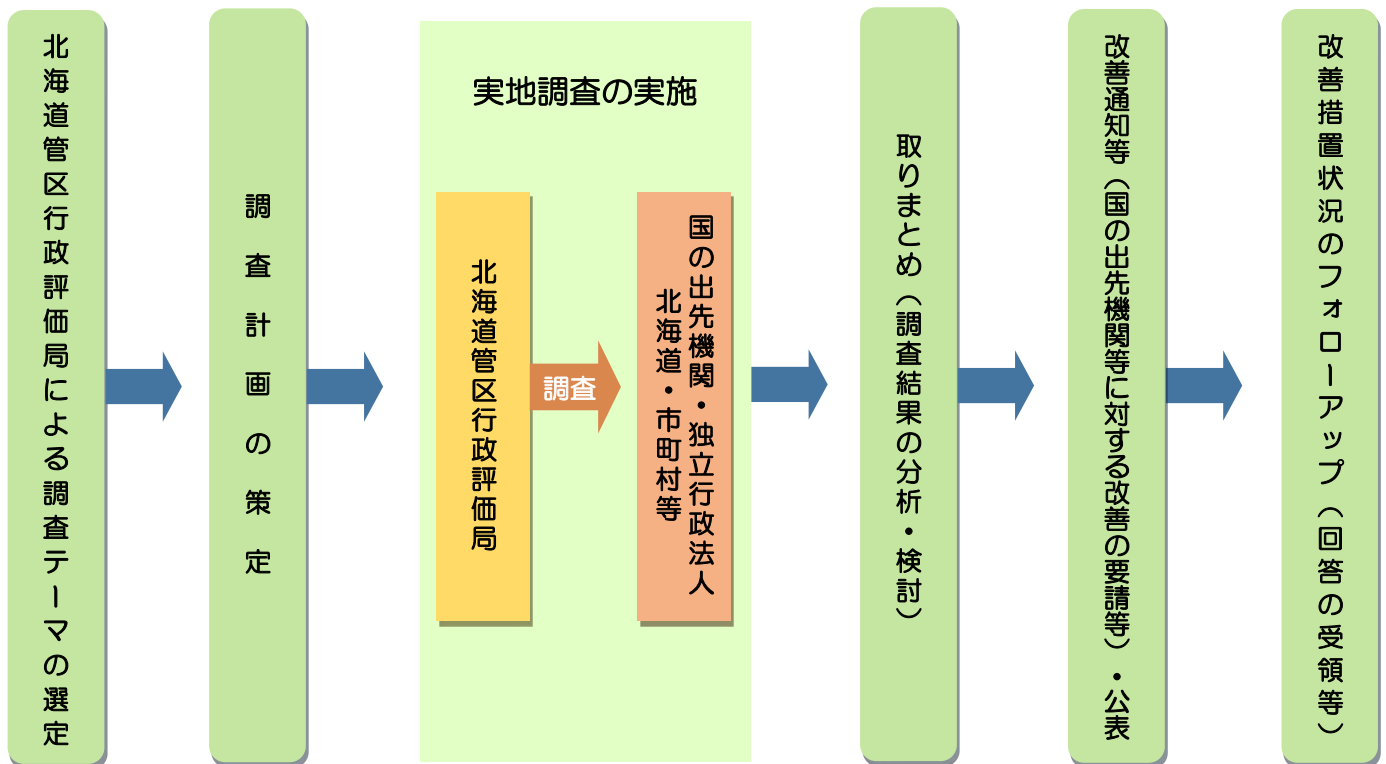
2 残余遺留金…葬祭費用充当後に残った遺留金。市区町村等は、相続人に引取り意思があれば残余遺留金を引き渡すこととされている。

3 弁済供託…債権者が弁済の受領を拒んだ場合等に、弁済者が弁済の目的物を供託所へ寄託し、債務を免れる制度(民法第494条)

地域計画調査


- 「地域計画調査」は、全国計画調査とは異なり、地域における行政上の問題について、北海道管区行政評価局が独自に調査を行うものです。
- 調査の結果、改善が必要と認められる事項については、関係する国の出先機関の長等に対して改善意見を通知し、改善を要請します。

地域計画調査の流れ



近年、改善意見の通知等を行った調査テーマ（令和5年4月現在）

- ・ 持続可能な物流の確保・安全対策（令和5年4月6日改善通知、通知先：北海道運輸局）
- ・ 地方公共団体のBCPの実効性（非常用発電設備）（令和4年3月30日公表、関係機関に情報提供）
- ・ 農福連携の推進（令和4年2月22日公表、関係機関に情報提供）
- ・ ヒグマの人里への出没対策等（令和3年3月30日公表、関係機関に情報提供）
- ・ 独立行政法人等における障害者等への配慮
（令和2年12月24日改善通知、通知先：8独立行政法人等の17機関）
- ・ 外国人観光旅行者に対する運行状況の提供—都市間バス等を中心として—
（令和2年2月28日改善通知、通知先：北海道運輸局）
- ・ 道の駅の運営・管理等（平成31年3月22日改善通知、通知先：北海道開発局）

より詳しい調査結果はこちらをご覧ください 



地域計画調査の例

<持続可能な物流の確保・安全対策に関する調査> — 一般貨物自動車運送事業を中心として —

より詳しい調査結果はこちら⇒



調査の背景等

- 一般貨物自動車（トラック）運送事業では、労働環境等を理由に運転者が慢性的に不足
- 特に、北海道は、広域分散型の地域構造や、貨物輸送の大半をトラック等の自動車輸送に依存していることもあり、労働環境の改善等による運転者の確保が大きな課題
- また、一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全の確保のため、貨物自動車運送事業法に基づく基準等の遵守が求められており、事業者自身による安全対策や、行政による監査が重要

主な調査結果（関係行政機関のほか、事業者への書面調査・ヒアリング等を実施）

- 北海道の物流の現状等
 - ・ ヒアリングを行った一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）のうち、
 - ① 半数の事業者でトラック運転者が不足
 - ② 全ての事業者で実際の運賃が標準的な運賃^{（注）}よりも低い状況
 - ③ 多くの事業者が標準的な運賃を用いて荷主と運賃交渉をしているが、一部を除き運賃の値上げに至らない状況

（注）事業者が法令を遵守して持続的に事業を行う際の参考となる運賃（令和2年4月国土交通省告示）
 - ・ 一部の事業者では、配送ルートの見直し等の物流の効率化に関する取組を実施
- 北海道運輸局による監査の実施状況
 - ・ 監査の実施後に、事業者からの改善報告が未提出となっている事例あり
- 事業者の安全対策の実施状況
 - ・ 労働時間等の基準が遵守されていない事例あり
 - ・ トラックの車両に適正な車体表示がされていない事例あり

<車体表示のイメージ図>



使用者の氏名又は名称を、原則、荷台部（やむをえない場合はドア部・キャビンのいずれか）に表示する必要がある。

北海道運輸局への改善意見の通知

改善意見の通知年月日：令和5年4月6日

- 監査で改善すべき事項が確認された場合には、事業者に改善報告の提出を徹底させること
- 事業者が効果的な安全対策を講ずることができるよう、輸送安全規則の規定や事業者による安全対策の取組事例について、様々な機会を通じて情報提供すること
- 監査や街頭啓発活動等の機会を利用して、不適正な車体表示を是正する取組を実施すること。また、適正な車体表示に関する啓発を実施すること